

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

当面の豚流行性下痢（PED）の対策及び飼養衛生管理の徹底について

平素から家畜防疫対策の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

PEDの対応については、政府として、本年6月6日に「今後の豚流行性下痢（PED）対策について」を公表し、今後、防疫対策の徹底、ワクチンの円滑な供給及び感染経路の究明等の対策を早急に進め、PED対策に万全を期すこととしたところです。

その中で、飼養衛生管理の徹底に関しては、発生農場を中心に家畜防疫員による立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図ることとしているところです。

同基準の遵守は、PEDを含む家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のために必要不可欠なものであるとの認識の下、下記による対応を徹底していただくようお願いいたします。

なお、各都道府県における下記の事項については、各都道府県の発生状況に鑑み、必要に応じて個別に取組状況を確認することとし、本年10月中を目途に取りまとめを行い、公表することとします。

記

- 1 PED発生農場、都道府県が必要と認める疫学的関連農場等について、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知）に添付している「牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし農場の衛生管理チェック表」を用いて、速やかに立入検査を行う。なお、その実施に当たっては病原体の封じ込め及び拡散防止対策に万全を期した上で実施する。
- 2 1の立入検査の結果、不備が認められた項目に関しては、改善のための指導を的確に行うとともに、再度の立入検査を行い、当該項目の改善を確認する。

- 3 2の再度の立入検査によっても改善が確認されない場合には、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全動物衛生課長通知）を踏まえ、各都道府県における手続に従い、指導項目の改善のための措置を行う。
- 4 なお、PEDが沈静化した農場であっても、病原体自体は存在している可能性があり、それが今秋以降の新たな流行の引き金にもなりかねないと考えられることから、本格的な流行が危惧されるシーズンの前に環境中のウイルス量を減少させ、そのリスクを減じるために、1の立入検査の際には豚房の清掃、乾燥及び消毒の徹底、排せつ物の適正管理等の指導を徹底して行う。さらに、都道府県において全ての養豚農家、と畜場関係者、死亡獣畜取扱業者、飼料運搬業者等が養豚関係施設や車両の消毒を一斉に行う「一斉消毒実施日」を設定するなど、地域全体として、病原体の残存リスクを低減させる措置も併せて実施する。
- 5 また、本病のワクチンについては、その特性上、ワクチンの効果は、感染防止ではなく、乳汁免疫による子豚の症状の緩和であることから、その効果を十分に引き出すために、乳汁を常時哺乳するとともに、
- (1) 豚の飼養者は、入場車両の消毒等による農場への病原体の侵入防止対策、作業者の専従化等による農場内での感染拡大対策を徹底する必要があること
- (2) 農場へ病原体が侵入してしまった場合、ウイルスの汚染度を低下させるよう、適切な排泄物の処理、豚舎の消毒等を徹底することが不可欠であること
- から、これらが十分実施されない場合は、子豚の死亡率の改善が図られない可能性が高いことを養豚農家に周知し、ワクチンを接種していることを理由に飼養衛生管理が疎かになることのないよう改めて指導する。

**【問い合わせ先】**

農林水産省消費・安全局動物衛生課

病原体管理班 担当：川田、齊藤

TEL：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385